

【1981年4月10日】医療法の一部改正について（都道府県医療計画、医療法人の指導監督規定等の整備など）（答申）

社会保障制度審議会（総会第367回）

昭和56年4月10日

厚生大臣 園田 直 殿

社会保障制度審議会  
会長 大河内 一男

医療法の一部改正について（答申）

昭和56年3月11日厚生省発医第42号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

国民の医療に対しては、各方面からさまざまな問題が提起されている。今回の諮問は、都道府県ごとに相当の年数をかけて医療計画を作成させようとするものであって、これに基づき、医療圏の適切な設定とこれに伴う均衡のとれた各種医療施設の整備や医療資源の合理的活用などが図られるならば、医療問題の解決に寄与できるであろう。

しかしながら、今の時点においてこの計画作成を法定することの緊急性については、十分納得のいかない点があり、さらにその基本となるべき国の医療に関する政策が明確さに欠けており、今後検討を要する点も少なくない。また、計画作成に当たって住民側の需要の把握が軽視されているうらみがある。

なお、現在指摘されている諸問題の中には、猶予を許さないものも多く、現行制度のもとで行政措置などによって解決できるものもあるので、これらに関し政府のなすべき当然の努力が、計画作成のために時期を失うことがあってはならない。